

平成20年度 第2回長野県人権政策審議会議事録

1 日 時：平成20年（2008年）7月24日（水）午後1時30分から4時

2 場 所：長野県庁3階 特別会議室

3 出席者

委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、北村照子、金早雪、斎藤洋一、
矢崎和広、矢嶋廣道、吉澤小枝

長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同
参画課長補佐 蔵之内充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

ただいまから本年度第2回長野県人権政策審議会を開会させていただきます。委員の皆様には、暑い中、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、進行を務めさせていただきます人権・男女共同参画課課長補佐の蔵之内です。よろしくお願いいたします。

出席状況ですが、関委員から所用のため欠席する旨の報告がございましたが、9名の委員の皆様にご出席いただき、審議会条例第6条の規定により、会議は成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、資料の確認ですが、『人権センターながの』、『長野県隣保館連絡協議会』からは事前に資料をいただき、委員の皆様へ配付してございます。それから、本日追加資料ということで、『人権センターながの』、『長野県国際交流推進協会』からの資料を配付させていただきます。

次に本日の日程ですが、おおむね4時をめどにお願いしたいと考えております。それでは、議事に入らせていただきたいと思います。審議会の議長は会長が務めるということになっておりますので、矢崎会長、よろしくお願いいたします。

（矢崎会長）

お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。今日は、直接人権に関わっている3団体の皆様方においていただき意見交換をさせていただきます。

部外秘的な資料もございますので、場合によっては議事録から削除が必要になることもあろうかと思いますが、忌憚のない意見交換をお願いしたいと思います。

最初に、『特定非営利活動法人人権センターながの』の皆様にお越しいただきました。よろしくお願いいたします。

（人権センターながの 高橋事務局長）

今日はこうした機会をいただき、委員の皆さんにお伝えができるということで、本当にありがたく思っています。今日は3人で話をさせていただこうと思ひまして、私、高橋と、日野常務理事、それから、私たちが関わってきた当事者の生の声をお聞き取っていただき

たいと思ひまして、Aさんと、3人で参加させていただきました。よろしくお願ひします。

まず、与えられた時間が15分ですので、端的に申し上げたいと思ひます。事前に配らせていただきました資料が9種類ございますが、この資料についてはもう目を通していただいている前提で、あまり細かな説明は控えさせていただきますたいと思ひます。

そこで今日、新たに3つの資料を委員の皆さんに配付をいたしました。一つは相談支援の特徴、二つ目は同和問題の相談内容について、この2つに関しては、大変申しわけありませんが、是非委員の皆さんにこの審議会の中で現状をできるだけ生の形でわかっていたきたいということで、マル秘資料という形をとらせていただきました。

委員の皆さんはお持ち帰りをいただきますが、あとの取り扱いについてはご配慮いただきたいと思っております。

三つ目は同和問題について特に提案したいことです。

それでは、事前にお配りした資料の中で、人権センターなごの概要、PRをさせていただきます。NPO法人として、設立してから5年程がたちます。この間、一切の行政等の補助金とかは無しに、運営は会費を中心として、苦しいながらも続けさせていただいています。

実施している内容については、資料1-1の概要にあります。あらゆる人権課題、差別の問題を対象として活動を行っています。事業項目についても、そこに書かれており、今日、中心にお伝えする相談・支援内容だけでなく、啓発部分、研究部分、調査部分も含めて行っているということをお前に申し上げておきます。

本題はこれからで、今日お配りいたしました資料1-10です。特に私たちがさまざまな相談活動、支援活動を行っている中で、どういう特徴があるのかということで、マル秘資料という形で出させていただきます。なぜマル秘かというと、相談されてくる方の内容の特徴を、私たちがこういう形で表現していいのだろうかという私たちの戸惑いと問題を抱えながら、しかし、こういう形で表現しないとなかなか伝わりにくいという状況を踏まえて、こういう資料をつくらせていただきました。大事なポイントだけ委員の皆さんにお伝えしたいと思ひます。

(資料1-10、11に基づいて説明)

ほんの一部だけ時間の関係で読み上げさせていただきました。こういう現実、かなり多くの相談の中から抜粋をさせていただき、なるべく特定できない形で、お伝えさせていただくということになりました。当然、一つ一つの相談内容に関わっては、数十回、数年間かけて、今も継続し取り組んでいる中身ですから、そこに係わる現実、もっともっと生々しい言葉がいっぱい出てきますが、そのことまでは、細かに委員の皆さんにお伝えすることができません。

さて、資料1-12です。特にこの人権問題、部落問題の現実の中で、私たちからぜひ委員の皆さんに提案したいこと、こういう施策があったらいいなということをお話しさせていただきます。まず、「1. 同和問題について意見・提案をするにあたり」は、省かせていただきます。「2. 現状について思うこと(心配していること)」です。既に皆さんにお配りした資料1-9のところ、全体的な意見を申し上げてあります。その中で、今日、時間がないので要約して強調したい部分を挙げておきました。今までの同和对策の取組によって成果は確かに見えてきました。そして今どうなのかということところです。

同和地区の実態、環境・仕事・福祉・教育・識字というところで、大きく特徴的に今言えること、考えていることは3つあります。1つは、同和地区だけが課題を抱えているわけではない。これは当然のことです。しかし、同和地区では課題が「よりわかりやすく」「より強く」「より集中して」あらわれているという、そういう面を持っています。

2つ目は、それぞれの人権問題には歴史と固有性があるように、同和問題にも固有性があります。特にわかりやすいのは、福祉を見てもらうとわかります。資料1-9に挙げておきました福祉の分野で、部落の人たちが現状の福祉施設を、使えない、使うことができない、使いたくないという理由があります。それは、昔さんざん差別をしてきた人たちが大勢いる、そういう施設へ私は行きたくないという、年寄りたちの思いです。この現状は、どんなに制度が整備されてもその課題が克服されないという、そういう固有性です。他にもさまざまな固有性があります。すべての人権問題に固有性があるのと同じように、同和問題にも同和問題としての固有性という側面を持っています。

3つ目は、同和地区が再びスラム化するのではないかとというそんな心配を私はしております。そういう傾向を実際に感じています。

さて、さらに現状について思うことは差別という面からです。その一つは表面化するもので、それはあくまでも氷山の一角です。そしてもう一つは表面化しないもの、もしくはできないもの、しにくいものです。その一部を今日委員の皆さんに相談内容として示させていただきました。そういうもの、現実が多くあるということです。

こうした現状を踏まえ、「3. 一日も早く実現してほしいこと」施策としてこれから考えていってほしい、実現してほしいことを特に3つ上げさせていただきました。

1つは、実態把握をどうしてもすべきだと私は考えます。課題があるからこそ、差別の現実や問題があるからこそ、やる必要があるわけで、課題・問題がなければ、何もやる必要はないと思います。ですから、一体どういう課題があるのか、実態にあるのかということ把握する必要があると思います。ただし、今までやってきたような把握の仕方、把握のポイントではなく、新たな視点が私は必要だと考えています。時間がないのでそこまでは今日は説明できませんが。

2つ目は、相談事業の確立、そして体制の確立が緊急を要するというのを、この間の取組を通して感じます。特に部落問題でいう結婚のこと、生活のこと、仕事のこと、教育、福祉、そして差別のことなど、総合的に行っていくということが大事なポイントです。それから支援と継続、そして、ただ相談を受けるだけではなくて、訪ねることがポイントです。それからここが更に大事ですが、当事者による視点というのがすごく大切です。当事者が相談にのる、支援していくという視点が大切です。

その次は、関係機関や個人との連携をどうするのかということが、この間、あまり図られていない、そこをどうするのかということです。さらに、命にかかわる緊急避難への対応も必要になります。私たちが特に、今、困っている、悩んでいるのは、スタッフがどうしてもたりませんし、質的にも量的にも全くたりません。ある意味そういう相談、支援のあり方にかかわる研修もしなければいけないのかなということを感じております。

私たちセンターの取組の中で、特に展望として皆さんにお示しできることがあります。それは、資料の中でア) イ) ウ)と書いてあります。現在進行形の状況で係わるということの大切さです。現在進行形でかかわることで、次の道を切りひらきやすくなってきて

います。今までの多く、今も、どうしてもなくなってから、別れたり、自殺を図ってから相談に来るというパターンが多いのですが、そうではなくて、進行形というのが一つポイントとして大切です。それから、先ほども申し上げましたが、相談される方が今度は支援者になっていくという、次の道のひらき方。それが、今、実際に生まれつつあります。ここに展望があると思っています。

そして、もう一つ申し上げたいのは、同和問題の結婚差別問題に係わってきて、その中で、誰か一人、それはおかしいと言ってくれる人がいれば、方向はすごく変わってくるのです。しかし、悲しいかな、今まで係わってきた中では、その一人がいないのです。そこで、今年、一人からの人権宣言の登録をしようということで、皆さんの資料1 - 5の中にも挙げておきました。誰か一人でいいのです。もしこの宣言者を見たときに、悩んでいる人がみたら、うちの近くにこんな人がいるんだと思ってくれるでしょうし、そこに相談する可能性が高いです。そして差別する人からしたら、うちの親戚や周りにこういう人がいる、「どうしよう」と思ってくれるかもしれません。というふうに、具体的に私は何をするのかということに応えたいという、取組を始めております。

3つ目です。県の機構と人材ということで、提案したいことです。教育や啓発だけではない実体としての同和問題という認識に立った専門セクションがどうしても必要ではないかと私は考えます。それから、その専門担当者の育成と位置づけをする必要があると思います。行政機構でしようがないことなのでしょうが、3年とか4年とかで人事異動がされていく。しかし、人権担当者は、それなりの専門性を持たせて、その人事が異動で交流をしていくとか、さまざまな関係を持っていくということで成り立っていく。そういう機構、人材育成を考えていくべきではないかと強く感じております。

それから、教育委員会の心の支援室というのは、ちょっとクエスチョンにしてあります。人権や差別の問題は、心の支援の問題なのかと、私は疑問を持っております。

次に、「4. つづいて考えてほしいこと」を2つ挙げておきました。一つは、先ほど「2. 現状について思うこと」で説明をしたとおり、同和地区ではより強く、より集中して、さまざまな課題があらわれているということです。これについては、決して特別対策でやる必要はありません。そうではなくて、より集中し、より濃く明確にあらわれている課題に対して、どう一般対策に工夫を加えるのかということ、できたら検討会議みたいなものを県が設置したらどうかと思っております。

もう一つは、被差別部落の人たちの「自覚」と「自立」という点です。被差別部落の人たちが生まれてから必ずやどこかで自分の部落を知り、それはプラスではなくてマイナスとしての部落を知り、自覚し、そこから逃げようとする。それは差別の厳しさもあるのでしょう。しかし、現実生きていく上では、それをきちんと踏みしめながら生きていかなければいけない。自覚をし、自立をしていかなければいけないということに対して、どうということが考えられるのか。特に子供たちのことを考えると、そこが大きな課題です。

以上本当に部分的なことしか申し上げられませんでした。全般については資料1 - 9を参照いただきたいと思います。私からのご提案、意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(矢崎会長)

時間が大変少なくて申しわけありません。本当は1団体、1日くらいかけて意見交換できればよいのですが、全体のスケジュールの関係がありますのでお許しをいただきたいと思います。それでは、今、お話がありましたが、委員の皆様方から質問やご意見がありましたらお願いをいたします。どうでしょうか。

(吉澤委員)

よろしいでしょうか。今日いただいた資料1-11で、結婚差別問題の「教えてください」という最初の一文で始まる相談で、せっかくいらしてくださっているので、差しさわりが無いところで、ご自分の今の状況とかをお話しただけならうれしいです。

(Aさん)

そのとき、彼とつき合っていて、彼は、毎日、毎日、家族会議で、一方的に別れる、別れると言われ、説得をしても、返ってくる答えはいつも一緒で。私自身はやっぱり、両親にそのことを話すことはできずに、両親が傷つくだろうというのがあったので、できれば知らなければその方がいいと思っていましたので、そのときは相談できずにいました。二人で何としても突破口を開くんだと頑張ったのですが、結局どうにもならなくなって、わらにもすがる思いで、探し当ててメールを送ったのが、この「教えてください」というメールです。

結局、彼の家族にわかってもらえないまま、今、子どもにも恵まれて、私たちはすごく幸せで、この幸せをわかってもらえないことが私はすごく残念です。ただ、もし何かの形で向こうの家族がごめんなさいと言ってきたとしても、私はそのときのつらい体験は絶対忘れられないですし、あのとき、父母も泣いてくれたので、自分たちのせいでごめんなって泣いた姿を見ているので、もし許してくれと言われても、すぐに許す気持ちはないですし、孫を抱かせてくれてと言われても、すぐに抱かせてあげられないと思います。

あとは、彼のきょうだい結婚したことも私たちには知らされないまま、最近、人づつに聞きましたので、子どもたちに、彼の父母のことを聞かれたときに、自分はあなたたちが部落の出身よということよりも、「あなたのおじいちゃんとおばあちゃんはあなたたちを差別しているのよ」ということの方が、私は今すごくつらくて、それをどう伝えていけばよいのかが、今、彼と私の中での心配事です。

(吉澤委員)

何か要望があったら、ぜひ聞きたいのですが。

(Aさん)

思うことは、こんなつらい思いをするのは私たちだけでいいのにとおもいます。実際に人権センターの中で、私たちよりも若い方々が部落差別で苦しんでいて、お会いしたことがあります。まだ20歳そこそこの方たちが、私たちと同じ苦しい思いをしています。そしてその方たちにも、部落出身の方にもきょうだいがいて、この子たちがまた結婚するときどうなるのだろうと考えると、本当に切ないです。願うのは本当に部落差別がなくなればと思います。

(矢崎会長)

ほかに、どうぞ。

(斎藤委員)

今、なかなかお話しただけでない非常に貴重なお話をしていただいたと思いますが、そのお話の中で、彼のご両親だけではなくて、20歳ぐらいのご兄弟が結婚に反対したと、これは明らかに、同和教育というものを受けてきた世代ですね。親御さんの世代はわかりませんが、同和教育を受けてきたはずのそのご兄弟が親と一緒に反対しているということで、そのご兄弟はどんな理由で反対したのかということがもしわかれば教えていただきたいということと、長い間、学校現場でお勤めになってこられた日野理事もいらっやっていますので、被差別部落の子ども、それから被差別部落でない子ども、そういう子どもたちがどんな、今、状態にあるのか、そんなことを教えていただけたらと思います。

(Aさん)

主人のきょうだいは二人ともサービス業をやっています。結婚を反対する理由としては、自分がいずれ独立して仕事をしたいというふうに考えているので、その仕事に差しさわるのは嫌だという理由と、当時は結婚していなかったので、自分の結婚に影響があったらどうしてくれるのだということでした。また、「私は差別をされたくない」というふうに私の前ではっきりそう言いました。

(人権センターなごの 日野常務理事)

子どもたちの状況のお話ですが、私は、今はなくなりましたが、県教委の同和教育課に計8年間おりました、同和地区の子どもたちに対するさまざまな施策、あるいは同和地区以外の子どもたちに対する施策を担当していました。そうした中で、私なりに経験した範囲で話させていただきます。先ほどお話がありましたが、部落差別が自分の利害にかかわって降りかかってきたときには、なかなか建前どおりにはいかないということは、本当にあったと思います。

私たちが同和教育を行って、部落差別をなくすという場合に、いったいどういう状況になればいいのかということをよく考えました。

一つは実態と言うか、経済的な条件とか、そうした部分の格差がなくなっていくことはもちろん重要ですが、教育として捉えた場合に一体何が重要なのか考えました。例えば人の心を全部入れかえるとか、一切差別する心をなくしていくということは、ちょっと無理だろうと思います。むしろそれはファシズムじゃないかというふうに考えました。ただ、常識として、実際に差別することが恥ずかしいことなんだということ、多くの人がもち、あるいはそれが実践できるというような状況になれば、それはそれで一応目的は達したということになるのではないかなと思います。そういうふうに私は考えていたと思います。行政の体制は必ずしもそうではなかったかもわかりませんが。

では、一体今の状況はどうなんだということですが、私は高校の教員をやっていたが、高校になりますと、ある程度、常識的なものも芽生えてきて、差別的なものはあまり

表には出ない場面が多いんです、それでもいくつかありました。例えば、けんかをした場合に、相手に思わず差別的な言動をとってしまうとか、利害対立したような場合によく出てきたと感じています。

ただ、一切、同和教育は無力だったのかというと、決してそういうことはなくて、私はかなり成果を上げたのではないかと考えております。と言うのは、例えば、高校生同士の中で、ある者が何か差別発言をした場合に、周りの子どもたちが、「おまえ、それはおかしいよ」と注意する生徒たちが出てきていたということがあります。そういう意味で、これから将来、希望が持てると、私は感じておりました。だからといって、このままでいいのか、このままでいいんだ、あるいは今ここまで来たからもういいんだということになるのかというと、まだまだ同和教育が必要かなと実感としては感じておりました。

それから、自立ということが先ほどありましたが、同和地区の生徒たちは、やっぱり今まで差別されてきていますから、自分たちに誇りをもてといっても、なかなか難しい。できることなら隠したいという気持ちを持つことはよくわかります。例えば、同和地区の高校生たちが、集まりまして、僕はそこにいたのですが、そこに障子の窓がありまして、外はガラス窓です。網戸もあったのですが障子を閉めるのです。暑いので「閉めるのをやめようよ」と言うと、「見られると嫌だ」と言うのです。そうしたところに端的にあらわれているのかなと感じました。

では、自分が同和地区出身であることを一切知らないでいれば、それでやっていけるのかということがあります。もし自分が出身を知らないで済むとすれば、それにこしたことはないのかもわからない。そういう言い方もありまして、それもある面ではもっともかなという気もするのですが、現実問題としては、少なくとも今の長野の状況の中では、いつかは差別に直面するだろうということにははっきりしていると考えております。東京の方にも行ってしまっ、一切帰ってこないというならまだ別でしょうが、このような中で、まだまだ十分どころまではまだいってないのかなというようなことを今まで経験した中では私は感じております。以上です。

(矢崎会長)

はい、ありがとうございました。他の委員さん方、何かご意見ございますか。どうぞ。

(大西委員)

資料1 - 12の「3. 一日も早く実現してほしいこと」の中で、実態調査で新たな視点でというのがありますが、前回までこの審議会で、意識調査のことをいろいろ議論していたのですが、先ほどちょっと省かれたので、教えていただければと思います。

(人権センターながの 高橋事務局長)

私の勝手な考え方ですが、同和地区の調査は1993年が長野県としては最後になっているかと思えます。それまでの調査は、国が項目を示して行ってきた調査ですので、格差を見るための調査というのがポイントです。例えば、住宅とか、経済的なこと、仕事のこととか、教育のこととか、いろいろな面がありますが、あくまでも格差を調査することがポイントでした。それも確かに大事です。そういう調査を行った結果、その格差を埋めるため

の施策を行ってきた。それが特別対策という手法だったと思います。

差別の結果からくる格差については、なくしていかなければいけないんですが、例えば教育について考えてみると、高校への進学率の格差、県教委が最後に調査されているのは2000年です。その高校と大学への進学率の調査を見ると、多分最近もその数字はそう変わっていないと思いますが、高校進学率の格差はかなり埋まってきているはずですが、ところが中身としての調査でいうと、中退の問題ですとか、学校間格差、進学校に行っているのかという課題も当然あります。そうした視点で大学進学率を見ると、進学率は半数、今も多分埋まっていないと思います。ところが、それではこの格差を埋めればいいのかというと単にそうではありません。それは一方で必要なことですが、自分たちは大学へ行かなくてもこういう生き方をしたいとか、自分の人生を選べる機会の保障という大切な点を忘れてきたのではないかと考えています。私は調査するときの視点で大事なものは、結果としての格差と、もう一つは機会としての格差の調査をどういう形で行うかということだと思っています。

それから、単純に数字だけで残すのではなくて、資料の中高地区の実態調査でも出しておきましたが、資料に出ていないものがいっぱいあるということです。聞き取りで何を要望するのか、苦しんでいることは何なのか、差別は、人間にどれだけの「能力」を奪い失う、そういう原因をもたらしめているのかという、心理的差別の現実、実態というものを調べることが大切だと思っています。一部ですが、こうした踏み込んだ新たな視点というのが、大切だと思っています。

(矢崎会長)

他の委員さん方、どうでしょう。どうぞ。

(岩井委員)

Aさんにお尋ねしますが、今、高橋事務局長から「一日も早く実現してほしいこと」のに相談事業とありますが、実際に人権センターながのにご相談されてどうだったのか。また、施策に強く希望するご意見がございましたらお聞かせください。

(Aさん)

「人権センターながの」の存在自体は、本当は全然知らなくて、どこか相談できる場所がないかと思って、インターネットでいろいろな所を探していて、実は田中知事に実際メールをお送りしたことがあったのですが、田中知事は、その当時、差別はもうないといったようなことを発言されたりしていて、実際、返信もありませんでした。もう本当にどこに相談すればいいのか全くわからない状態で、たまたま見つけた「人権センターながの」という文字に何か惹かれるものがあったのでメールをして、すぐに「会って話が聞きたい」という返信があって、本当に、まだ相談を受けてなかったときでも、ただ返信が返ってきただけで、何か助かったような気持ちになりました。

実際に会ってお話を聞いていただいたときに、この人たちにお任せすれば、何か突破口が見出せるのではないかという、本当に安心感につながっていて、今もその気持ちに変わりはありません。実際、差別を受けていることは今も継続はしているのですが、何かあっ

たらお任せすれば、何か相談すれば、何か必ず動きがあると信じていますので、今、本当に安心して暮らせています。

もっとたくさんの人に知っていただいて、本当に苦しんでいる人たちがここに相談に来られるようになればいいなと思います。

(矢崎会長)

ほかにどなたかございますか。ちょっとよろしいですか。補助金を一切もらってないということですが、人件費とかスタッフの手当とか、いろいろな活動費がかかると思いますが、基本的には会費収入だけということでしょうか。

(人権センターながの 高橋事務局長)

基本的には会費収入だけです。今、年間で収入規模が1,200万円ほどですので、会費では全部賄えません。相談では一切お金はいただいていませんので、自分たちでいろいろな企画や事業を立てて、セミナーをやって、参加費をいただいたりしてやっています。基本的には、会員の皆さんの会費、それから、寄付をいただける方もおられたりして、こうした運営を今までしてきました。そのため、支出も役員の手当は一切なく、1年に1度だけ総会をやるときに、交通費を支給するだけで、ほかは、どこへ行くにも何に集まるにも自費ということで行っています。決して、これがいいことだとは思っていません。もうちょっと楽にできればいいなとは思っていますが、何とか頑張れるまで頑張ってみようということで、今日に至っています。

(矢崎会長)

テーマによっていろいろありますが、行政側が主導権を持ってやった方がいい場合と、NPOや市民団体が主導権を持った方がいいものと、いろいろなケースがあると思うのです。ある意味では人権の問題は、行政だけでカバーし切れない部分がある。担当者は変わりますし、本当にその仕事をしたい職員が配置されているかといったら、そういう訳ではないケースの方が逆に多いということもあります。NPOだとそのテーマに関心を持った方々が入ってこられる。それを行政が本来すべきことだから何らかの補助金を出して、それを長野県の中に、いくつかそういうNPOをつくった方がいいという考え方もあるかもしれないんです。その行政とのコラボレーションみたいなこと、資金的なことを含めて、どういうふうにお考えですか。

(人権センターながの 高橋事務局長)

私は、補助金という形でないほうがいいと思っています。補助金というと、私の先入観かもしれませんが、使わなきゃいけないみたいな規定があって、やらなくて済むというのはなかなかありません。今、私たちが一番楽なのは、1年間の活動計画を立てますが、途中でやめようと思ったら、必要がないと思ったら、いつでもやめられる、引き返せるんです。途中でやろうと思ったら、いつでも新しいものをやれるというのが、すごく助かっているというか、楽なところですよ。でも、資金があった方がいいのは当然のことです。

ただ、行政との協働という面で言いますと、私がすごく思っているのは、やはり行政と

というのは、絶対的な情報、それから能力を持っています。行政とどういふふうに関連をするかということは、すごく大切です。行政には情報が集まっているし、さまざまな取組方法もあるだろうし、一人一人、能力を持っていますから、その能力をどういふふうに私たちに活かしていただけるのかということが大切なのかなと思います。

行政が行う相談事業で行き詰まっているのは、どうしても決められた建物、場所と決められた一つの体制の中で位置づけられているので、相談に行く側からすると行きづらいということをよく聞きます。決められたこと以外とか、その場ですぐに出て行って聞いてこようとかということがなかなか許されないとか、必ず報告義務があるとか制約が多分あるのでしょう。私たちは、場所、時間、出かけていくなどその場その場ですべて判断しています。そういう機能がこうした場では求められていると思っています。だから、能力と情報を持つ行政と、連携をとりながらやっていくことが大切なのかなと思っています。ちょっとわかりづらい言い方をして、大変申しわけございません。

(矢崎会長)

いえ、わかります。補助金という考え方もありますが、本来行政がすべきことで手が届きにくい、むしろNPOがやった方がうまくいくことに対して、行政が負担金を出すという考え方の時代だと思います。補助金を出すとか、補助金をもらうという考え方ではなくて、行政ができないなら私たちがやるから、そのかわり負担をしるという考え方でいかれた方が、個人的に、両方経験した立場でいうとよいように思います。

ほかに何かご意見ありますか。どうぞ。

(金委員)

金と言います。よろしく願います。Aさんに一つ、ご主人のご両親を悪く言いたくないのですが、こういう方に、何か、教育の方法とかあるのでしょうか。ご両親にはお会いになられたんですか。

(Aさん)

私は、実際、一人のきょうだいしか会っていません。両親にもその他のきょうだいにも会ったことがないので、同じ市内には住んでいますが、顔を合わせてもお互い気がつかないぐらいです。

(斎藤委員)

ちょっとすみません。僕が聞いた範囲では、彼女との結婚を反対するために家族会議をするときにカーテンを閉めて、秘密の状態にして家族会議をやっていたと聞いたのですが。

(Aさん)

家族で例えば、私と結婚したいのだ、いやだめだという話し合いを家族会議でするときに、家中の扉も窓もカーテンも雨戸も閉めて、家族会議をしていたと、悪いことだということとは多分わかっていらっしゃるんだと思います。

(金委員)

ちなみに、私が授業で学生に、例えば、外国人と結婚するときに、親に反対されたらあなたはどうしますかと聞いたところ、大方は、結婚は自分のことだから自分の意思でと答えたのですが、中には、自分は何々家のこれでも何代目なのというような回答がやはりありました。家を背負っているということはいい面もありますが、ちょっと、時代錯誤で本当に信じられない事態がまだあるということで、ちょっとこれからも考えたいと思います。

すみません、ありがとうございます。会長もおっしゃったようにコラボしていくとか、あるいは相談の窓口はいろいろたくさんあった方がいいと思います。たまたまAさんはいい相談先でよかったですが、だまして法外のお金をとるとか、そういう所がないとは限らないので、ただ、人権擁護委員とか行政の中にもありますので、とにかく相談先はたくさんあった方がいいと思います。

高橋事務局長にご質問なのですが、明らかに不適切な発言とか、いろいろな相談を寄せられたときに、どのように対応なさっているのか。差し支えない限りで教えてください。

(人権センターながの 高橋事務局長)

まず、学校の場合です。私たちが基本にしているのは、当事者が何を望んでいるのかということが一番大切にします。つらいとか訴えてくる場合には、何をこの子は求めているのかということとしっかりと聞きます。その子が望まないことは無理矢理にそれ以上進みません。その子がこうしてほしいと言ったら、そのできる方向でいろいろな人たちと連携をしながら取り組む方向を、また次の段階へと考えていきます。また、差別や人権侵害などを現場で聞いて指摘をしたという事例では、その人が、それをきちっと自分が所属する機関に伝えるとか、そういう方法で進めます。私たちが踏み込んで、事実を確認して、こんな現実があるのですがということは、ほとんどの場合あまり最初からはしません。できるだけ訴えてくれた人が、告発できたり、問題提起できるようにその支援を基本にしています。

(金委員)

その支援、告発というか、何かもうちょっと有効な手だてがないかなと思います。心を法律で縛ることはできないのですが、アクションをとりやすくするような、明らかな人権侵害について、迷惑防止条例がありますが、そういうようなものがあれば、あまりやり過ぎるのも困るのですが。

(人権センターながの 高橋事務局長)

一番大事にしなればいけないのは、本人たちがどうしたいのかということと、本人たちがどうするのかという道を決められるように、いくつかの方法論を話し込みます。それで、差別している側に対してどうするのかということがあるんです。私たちの取組にとって一番大事なのは、差別している側よりもまずされている側が痛いと言うことをいわない限りは、次の道が選べないと思っています。差別されている側の緊急避難と同時に、その人たちがおかしいとか、痛いとかという声をどういう形でも発せれるような状況をつくり

出すということをまず第1に考え行動しています。

そして、差別をしている側に対してどうするのかということは、さまざまな人、機関などと連携をして取り組んでいます。何回も話し合いを申し込んだり、いろいろな方法を使っていますが、ほとんどの場合、話し合いとか、会うことすら応じてくれません。これを行政とか法的なことを介してやっていくということも手立てなのでしょう。一方こうした取り組みだけで本当に差別している人が変わっていきけるのかどうか疑問です。今は、守ることと支えることの方にエネルギーを使っていますから、そこまでなかなかできていきません。本人たちは今も、こういう状態になっていますが、何回も親たちに話し合いを申し込んだり、いろいろな方法は使っているのですが、なかなかそうはいかないという現実があります。逆に私たちにこういう方法でやってみましょうかというようなことをご示唆いただけたらありがたいと思っています。

(矢崎会長)

すみません。あと、2団体をお願いしてありますのでこのくらいにしたいと思いますが、高橋事務局長、今、専属のスタッフは何名でやっていらっしゃいますか。

(人権センターながの 高橋事務局長)

専従でやっているのが2人です。あとは、相談に乗れるスタッフは20人です。それなりに意識と認識とか、そういうものを積み重ねるとか、根底に持っていないと、こちらからも派遣できたり、紹介できないものですから。人数は増やしていきたいと思っています。

(矢崎会長)

時間が短くて大変恐縮ですが、ありがとうございました。

<人権センターながのの皆さん退席、長野県隣保館連絡協議会の皆さん着席>

(矢崎会長)

それでは、長野県隣保館連絡協議会の皆様からお話をお聞きしたいと思います。

それでは早速で恐縮でございますが、自己紹介いただいて、15分くらいで概略のご説明をいただければと思います。

(長野県隣保館連絡協議会 今井会長)

私、長野県隣保館連絡協議会会長の今井でございます。日ごろは長野市中央隣保館の館長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

私、須坂市人権交流センター館長の上野と申します。長野県隣協の顧問をさせていただいています。全国隣保館連絡協議会の東日本ブロックの会長、それから全国隣保館連絡協議会の副会長をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

私、県隣協では事務局次長をしております。上田市にございます塩田解放会館の館長の竜野と申します。よろしくお願いたします。

(長野県隣保館連絡協議会 今井会長)

まず、委員の皆様は隣保館がどういうものと思っておりますか、また、どういうイメージを持っていらっしゃるでしょうか。隣保館がなかなか世間に知られていないと現状がありまして、お手元に4つの隣保館で、いろいろな事業を行っているということで資料を出せていただきました。この資料をご覧いただきながら、話をお聞きいただければありがたいと思っております。

隣保館は、第二種社会福祉施設でございます。現在、行っているのは、人権問題の拠点施設として、生活上の各種相談事業や人権啓発、広報、地域交流事業を行っております。また、地域のコミュニティーセンターとして、それぞれの地域に合った活動を行っております。

隣保館の歴史から言いますと、戦前から隣保館という名称はありまして、主に都市のスラムの救貧対策ということで、ボランティアとして行っていたと。県内では昭和46年の同和対策特別措置法により、同和問題の解決に資するための施設として建設されたものでありまして、差別と向き合ってきたという歴史であります。

私は、現在、県隣協の会長をしておりますが、県内の隣保館は、千曲川沿いに12市町村23館あります。職員数は延べ59人、私ども県隣協と申しておりますが、県隣協は同和問題の速やかな解決をするために、隣保館相互の有機的連携と事業の推進を目的に昭和49年に結成されました。事業は、職員の資質向上のための研修が主なものでございます。私どもは、現在、現地研修などを含めて年3回の隣保館職員の研修会、あるいは県外の同様な隣保館の先進地視察などを行っております。このほかに全国組織であります全国隣保館連絡協議会に加盟して、その研修事業に協力しております。

さて、隣保館のパンフレット、資料2-1、2-2がありますが、そこに隣保館の基本事業、須坂市隣保館の事業がございますので、ご覧いただきたいと思っております。代表的な事業として、相談事業、それから地域交流事業、これは言うまでもなく、同和地区内外の交流を行っていくというねらいを持っております。隣保館にたくさんの人に来ていただいて、地区内外の垣根を取り払って行くことがねらいですから、スポーツや文化活動など、公民館で行っているようなことが数多く行われております。同時に、困った人を救うために相談活動を進めなければならないというのが私どもの立場でございます。

現在の情勢について申し上げますと、同和対策につきましては、平成13年度に特別措置法の終了をもって終了した現在、対象地区の特定が困難であり、今まで積み重ねたデータとか、人のつき合いでしかわからないわけです。対象地域が指定されたときも、人物の特定は、運動団体に所属することでしか特定できなかったわけで、運動団体が、現在、組織している割合は低いわけですから、その意味で特別措置法を行っても一部に施策が行き渡らなかったこともあったことは事実です。

言い古されていることですが、同和対策とは、身分上低位に置かれて、生活上困難を抱え、進学、就職もままならない状態に置かれている者に対して、特別にさまざまな施策に

より困難を解消するための総合政策でした。同時に、そのために運動する者、団体に対しても、支援する施策もありまして、今日に至っているわけです。

しかし、特別措置法による対象地区と人物の特定ができなくなった以上、運動する個人・団体に対する施策が終了してきたところです。

平成14年から一般施策になったわけですが、隣保館は平成9年から一般施策ということで行ってまいりました。一般施策になった以上、特定ということではなく、他の市民と同じように施策を行うことが前提ですので、建物を建てたり、物を給付するハードの施策ではなく、相談事業などソフトの部分に、焦点が当たっていかなければいけないわけです。

私どもが捉えている差別のあらわれ方というのは、一番は情報の質量ともに地域で不足していて、自治体の施策などが十分に享受できない面があったのではないかと。代表的なものに生活保護などがありますが、役所の窓口に行かなければなりません。

しかし、その窓口が近くにあったかどうか、あるいはそういう役所に行っている時間があったかどうか、またはそこで申請書を書くことができたかどうか、そういうことも、当然、非常に足を引っ張っていた原因ではないかなと思うわけです。

ただ、人権にかかわる問題というのは、極めて個別的、具体的な問題ですので、内容も当然その人によって違ってきます。だから、同和問題ということで一括りにして解決に結びつけられるというわけではないので、当然、さまざまな相談とか、いろいろな問題に対応していかなければならないということです。

現在の相談内容は、高齢化が進んでいますので、介護問題とか、あるいは若い人がいない過疎問題、就職がうまくいかないとか、住宅資金が返せないというようなものです。何よりもそうした相談は、他人に話にくいことですので、私どもとの人間関係が築けるかどうかという点が、問題ではないかと思えます。住民にとってよい相談者の養成が大事です。

では、職員の問題はどうなっているかということですが、隣保館の職員は、自治体の職員です。2、3年で異動します。馴染んだころには代わってしまう。長くいるのは、嘱託、臨時職員ということになってしまいます。県内では、今申し上げました職員59人中、24人が市町村の職員で、35人が臨時・嘱託職員というのが実態でございます。

また、市町村の財政難と同時に、人権施策の位置づけが不確かで、能力開発のための研修費は削られ、研修参加のための旅費等も減少しているのが実態です。しかも、国の財政削減の影響で、隣保館がいつまでもつのかという心配をしながら、働き続ける意欲やモチベーションを持ち続けることが非常に難しくなっています。県におかれては、隣保館の相談やネットワーク機能の充実のための支援、これを支える職員の資質向上の研修への支援を格別をお願いしたい。

財団法人長野県隣保会館と人権啓発センターについて申し上げます。長野県におかれては、平成14年までは、県が主導して隣保館職員研修を実施してきました。県隣協の事務局であり、隣保館の研修の窓口でありました、県隣保会館が平成15年2月に廃止されました。隣保館にとっては、県とのパイプがなくなったに等しい状況です。以降、県とは、私どもの総会においてあいさつをいただく程度の関係です。

また、県では、平成12年に人権啓発センターを千曲市の県立歴史館の一部に開設しました。しかし、県も協力して集めた県内の同和関係の貴重な資料、あるいは啓発に供されて

きた資料等が長野市中央隣保館の資料室にあります。まだふさわしい管理がされておられません。収集した人たちが、高齢化している現在、良好な管理に向けてめどを立てることは一刻も猶予ができません。設立当初、県におかれては、小さく産んで大きく育てると言われた人権啓発センターです。そのセンターの機能を拡大して、より適切な管理とならないでしょうか。あるいは啓発の拠点にならないでしょうか。

補助金等についてです。平成17年には隣保館の運営補助率は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1という負担割合でしたが、平成17年から一方的に市町村が2分の1に、県が実質6分の1に補助率を切り下げました。また、全隣協の研修会への県の負担金も、県内で研修会をやると同じような独自基準を設け、全国的にも珍しい負担金の部分払い状態が続いております。これはぜひ是正していただきたい。重ねて人材育成面、あるいは県隣協の運営や、そういう点での支援、県の施策の充実をお願いいたします。

どんな時代にも世の中には格差はありました。しかし、必ずこれを救済するという機能がわずかにあったはずです。一人ひとりを大事にするという福祉の心が必要な人に行き渡ることが、人権尊重社会と言えましょう。隣保館は戦前からありますが、その原点は貧しい人の救済にあります。経済格差が広がって社会の不安定さが増している現在、いわゆる同和対策がなくなったからといって、総合的に福祉を担う隣保館が要らないというわけはありません。逆に現在、運動団体の求心力が低下し、対象地区内はばらばらと言ってよく、地区住民の頼るべきところはどこだろうと考えたときに、やはり残されているのは隣保館ではないかなと感じています。こんな時代だからこそ、隣保館や人権センターを元気にして福祉の底上げを図るべきであると申し上げて、私の冒頭の陳述とします。

(矢崎会長)

ありがとうございました。あとの皆さん方はいいですか。一括してお話をいただいたということでもよろしいですか。それでは委員の皆さん、意見交換をお願いしたいと思います。どなたからでも、どうぞ。

(斎藤委員)

斎藤と申します。今日、貴重なお話をありがとうございました。一つお伺いしたいのは、別な機会にもちょっとお伺いしたことがあるのですが、国からの補助金ですね。長野県だけが補助率を低くしてしまっていると。これは県の方針が変われば、今からでもほかの県と同じようにその補助金額に国は戻してくれるものなのではないでしょうか、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

お答えします。戻ると思います。結局、県から申請した事業費に対して、国が決められた補助率で金額を決定しますのでなると思います。全国でこういう補助金を減額しているところは、本当に長野県だけでございます。

(斎藤委員)

本当にびっくりさせられたことなのですが、国に制度があるのに、それをわざわざ県の

方から返上してしまったということになるわけですか。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

ほかの県へその分は回っているのではないかと思います。全体の額はもう、52億円ですが、運営費の補助金を厚生労働省で毎年支出しているわけですので、ほかの県へ回っていると思います。

(矢崎会長)

斎藤委員、ほかの委員がわかりにくいと思うので、田中知事のとくにそうだったということですか。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

国から2分の1、それから県で4分の1、残りの4分の1は市町村、設置市町村で負担して、隣保館の運営費ということで運営を行っているわけです。

(斎藤委員)

ですから、市町村は、全体額のうち4分の1を負担すれば、隣保館の事業ができるということですか。

(矢崎会長)

国が2分の1で、残りの2分の1を県と市町村が折半したと、そういう意味ですね。それがどういうふうになったのですか。

(斎藤委員)

今もその制度があるのに、長野県はそれをわざわざ減らしてくださいというふうに、長野県の方から補助申請しているということですか。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

そういうことです。

(矢崎会長)

要するに県が1億円なら1億円出さなければいけないから、県は5,000万円にしますから、国からも5,000万円がいいですよというように、県が予算を絞ったから国から来るお金が足りなくなるということで、補助率が変わっているわけではないですね。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

補助率は同じです。

(矢崎会長)

課長、わかりますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今の案件につきましては、施設運営費にかかる補助金ということで、従来、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1という補助制度でございました。それを平成17年度から見直しを行いまして、国が6分の2、ですから3分の1ですね。県が6分の1、それから市町村が6分の3ですから2分の1ということで、市町村に対する負担が増えた補助金の見直しを行ったところです。

(矢崎会長)

それは全国ですか。厚生労働省が変えたのではなくて長野県独自ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

国とすれば、県が補助する3分の2を補助するものですから、県が2分の1を補助するのであれば、その3分の2。つまり、実質6分の2は補助しましょうということです。従来は、県が4分の3を補助していましたので、実質2分の1を補助していました。それが、県が実質6分の1しか補助しないのであれば、国は実質6分の2までしか補助しないということで実施されたものです。

(矢崎会長)

市町村の負担が大きくなったということだけですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういうことです。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

それで、運営費補助のうち、広域隣保事業だけは現状のままの国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の負担で行っていると思います。それから施設整備の補助金も現在も厚生労働省で本年度も16億6千万円予算化していますが、かなり前からもう施設整備はいけないということで、県ではもう廃止というか、上げていってもだめだということです。

(矢崎会長)

このときの解釈は、隣保館の歴史的な使命はほぼ終わったと、市町村が必要であれば市町村が全体の半分を出して維持しなさいよという解釈と考えていいですか。県の解釈は。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

この運営費補助金には他に、先ほど言いました地域交流事業、それから相談援助事業、公的施設の利用事業と同じような補助金がございますが、そちらの方は従来どおりの補助率で、それぞれ市町村からの申請を受けて国へ上げているということです。今の施設運営の部分につきましては、県と市町村の役割分担ということで、限られた県の歳入の中で補

助率を変更させていただいたということです。

(矢崎会長)

わかりました。ほかの委員さんからご質問、ご意見ございましたら。どうぞ。

(矢嶋委員)

一つ教えてください。それぞれの隣保館によって違うと思いますが、実際に日々、相談に見える方とか、館を利用される方の利用状況というのはどんなふうになっていますか。ちょっと実態を私は知らないものですから、かなり密度濃く使われているものでしょうか。

(長野県隣保館連絡協議会 今井会長)

これは、特にそういうことで統計をとっていませんので、自分の館についてご紹介します。長野中央隣保館は、平成14年度までは県隣保会館として、県内の人権の拠点として使われてきたわけですが、平成15年度から長野市に全面的に移管されました。私どもは昼夜を含めてオープンしており、一般開放ということでどんどん貸し館を中心にやっております。年間の利用者は32,000人です。いろいろな団体にお貸ししているのが実態でございます。

その他に私どもの建物の中には、心配ごと・悩みごと相談所、これは市のアイデアですが、同和問題の相談といっても、運動団体や人権センターながのがあるので、正直なところあまりないであろうと、やはり専門性があります。そんなこともありまして、電話も含めていろいろなことを受け付けていくということをやっております。電話も含めると、1日2本程度のそうした相談がございます。

たまたま最近、電話が1本ありまして、相談員が話し中ということで、私が相談員として受ける場面があったわけですが、その場合、たまたま私が得意な生活保護の話になりましたので、1人救済することができました。そういうことでございます。

(長野県隣保館連絡協議会 上野顧問)

須崎市人権交流センターの場合には、資料2 - 2にあります。年間2,558人の132回というふうに、ちょっと少ないというふうに感じられるかもしれませんが、私どもの館の場合には、人権関係の会議等に使用するというふうに限定してありますので、人権関係以外は、公民館とか、公会堂とか、そういった方を利用していただくということで、一応利用制限というか、そういう性格がありますので、人数的に見れば少ないかもしれませんが、そういうふうに使っています。

(矢崎会長)

ありがとうございます。ほかにどうでしょうか。

(斎藤委員)

日本の隣保館というのは、成り立ちから言いますと、やはり同和問題を中心にずっとやってきたと思います。それが、平成9年からはもうちょっと範囲を広げていくということ

になってきた。そもそも隣保館が所在している場所は、ほとんどが同和地区と言われるところにあるわけです。そうしますと、先ほど「人権センターながの」の皆さんからお話を伺ったのですが、「人権センターながの」には、結婚差別とか、同和問題に係わる相談がかなりたくさん行っています。本来であれば、隣保館こそ、そういう相談がもっとたくさんあっていいのではないかと、私などは思うのですが、会長さんのお話だと、同和問題の相談はもうあまりないと、この点はどのように考えたらいいのでしょうか。

（長野県隣保館連絡協議会 今井会長）

冒頭申し上げましたように、隣保館の職員は自治体職員ですので、やはり交代が激しいです。やはり交代が多いということは、まず顔なじみがないということがあります。なじみがないと、大体の人間は話をしません。それから専門性を高められない。この点に尽きるのではないかと思います。

あと、隣保館と並び称せられると言いますか、比較されるのが人権擁護委員ですが、同和問題は国における法律がないので、人権擁護委員としても扱いかねているといった実態があるのではないかと思います。隣保館は、相談機能というものを充実させていく施策をやっていかなければいけないと思います。おそらく公的機関としては隣保館しか、同和問題にかかわる相談機能は残っていないのではないかと思います。

（長野県隣保館連絡協議会 上野顧問）

須坂市の人権交流センターの場合ですが、資料の相談事業にも書いておきましたが、相談の仕方は3通りあると考えています。1つ目は、いわゆる日常相談と言って、人権交流センターの中での相談です。昨年の相談は67件で、同和問題も5件ありましたが、えせ同和の問題とか、学習の資料として提供してほしいとか、子供にどういうふうに学ばせたらいいとか、逆に今度は対象地域中心の学習をやるとかえって差別されるのではないかと、そのような問題もありました。

それからもう一つの相談の方法は、私どもが直接、いわゆる対象地域の中へ入って、訪問しながら相談を受けるというものです。1年に1回は必ず行くようにして、あとは必要に応じて、例えば高齢者のひとり暮らしで療養されているお宅へはもう年に何回もお邪魔するようにしています。ふれあい相談ということで昨年92件ありました。同和問題というと、やはり解放運動についてとか、それから連れ合いの方が地区外で、これからどうやって理解させたらいいとか、そのような内容であります。主には、先ほど会長も言っていました、信頼関係をまずつくらなければいけないということで、特に顔見せみたいなことが多いです。家族の状況とか、介護している健康管理とか、そんなようなことが中心になります。

それから3つ目の方法は、生活相談員と言って、私どもが地域の方に委託して、地域の中をできるだけ回ってもらって、いろいろお話などを聞いていただくという方法をとっています。これもやっぱり信頼関係が一番大事になってきますので、できるだけ訪問して様子等をみていただいて、こちらもまた聞きながら、相談しているような状況です。

（長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長）

今のご質問は上田市が非常に特徴的かなと思うのですが、上田市は合併しまして、4つの館があります。城南、塩田は、公民館と併設ですので、地区の方というよりは、一般の方の方が圧倒的に多いだろうと思います。ただ、もちろん地区の方という特定は難しいわけですが、そういう状況です。

それから中央解放会館は、ちょっと特殊な運営をしまして、部落解放同盟という団体に事務所として貸付をしております。その団体に隣保館事業とは別に相談業務を委託しております。ここは相談業務に力を入れております。その結果、年間で約130～150件ぐらいと非常に多くの相談があります。簡単な相談は隣保館の生活相談員が行い、複雑なものは相談業務委託のなかで弁護士、司法書士、税理士に専門的な相談に応じてもらっています。

そして、丸子解放センターです。ここには専門員はいませんが、相談員が常駐しており、160～180件の相談件数があります。相談件数の内訳ですが、この中で一番多いのは生活相談で76件、次に多いのがDVの相談で最近増えてきています。それから、就職、結婚、健康といったものが増えてきています。あとは、相談はなくても、やはり訪問をする中で、こういった場所があることが心のよりどころになっていると職員も言っていました。これから、高齢化が進む中で相談が増えていくだろうと予想しています。

(矢崎会長)

ありがとうございました。ほかにご意見がありましたら。

今井会長、特別対策が終わったあとの隣保館の果たす役割は間違いなく変わってきたと思います。特別対策があったときはハードの事業で、いわゆる補助金がついて、それをこの隣保館がある種の役割を果たして来た部分があると思いますが、一般対策化された中で、隣保館の歴史的な役割が変わりつつあると思うのですがいかがでしょうか。

(長野県隣保館連絡協議会 今井会長)

おっしゃるとおりです。今まで、私、申し上げませんでした。隣保館を語る場合に、運動団体との関わりが大きいと思います。特別対策という場合、どうしても人と地域を特定していかなければなりませんから、運動団体と一緒にやらなければいけない。だから隣保館の中には運動団体が入ってありました。しかし、近年、運動団体が入っていることによって、逆に垣根がそこにできてしまって、周りの住民との交流ができない、そういう恐れがあるということで、国でも、運動団体等はできるだけ別の場所で事務をとっていただくということで、できるだけ住民にとって使いやすい隣保館を運営しなさいという国の指針が出ております。ですから私どもも、当然、平成9年の地域改善対策協議会の答申から、そういう方針が、一般施策について方針が出ているわけですから、隣保館は、やはり地域とその周りの垣根をどうやって低くしていくのか、そういう点に使命があるわけですので、その点でより多面的な、相談を含めていろいろな事業をやっていかなければいけないと思っています。

しかし、現実問題としては、特別対策がなくなりましたので、市町村ではどうしても予算がとりにくい。行政に全面的なご理解を得なければいけないわけですが、予算面ですると削られていく展開になりつつあります。そうすると、事業ができないので隣保館は

何をやっているんだと、広報等もできないと存在価値がどんどん埋没していくと、そういう危機にあることは事実です。ですから、私ども自身も努力しなければならないが、やはりネットワークの中にある程度組み入れていただきながら、相談機能等を中心に、これから住民の皆さんにより多く使っていただくということで存在価値を発揮しなければいけないのではないかと考えています。

(矢崎会長)

上田市の場合は、部落解放同盟がまだ運動団体として隣保館の中に事務所を持っているところは、塩田と丸子ですか。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

中央解放会館だけですね。

(矢崎会長)

一つだけですか。ほかのところは、いわゆる事務所はそこにはない。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

ございません。

(矢崎会長)

普通の職員と嘱託職員。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

はい。

(矢崎会長)

それでも地区の方々からのご相談はあると考えていいですか。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

そうですね。塩田と城南は、ちょっと少ないですが、丸子解放センターについては相談件数は180件ほどです。

(矢崎会長)

これは、上田市の丸子支所、そういう役場に行く場合と違った内容ですか。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

おっしゃるとおりです。上田市も各種相談を、十いくつの相談窓口がありますが、そういったところには行きづらいということで、丸子解放センターを選んでいらっしゃるということです。

(矢崎会長)

3年で変わるような職員ではなくて、なれた方がいらっやって、対応しているのですか。

(長野県隣保館連絡協議会 竜野事務局次長)

そうですね。相談員は囑託の方になります。その方が専門の知識を持っていない場合がありますので、そういうときは相談をよく聞いて、しかるべき所にお繋ぎするとか、あるいは中央解放会館の相談業務委託をしている運動団体を通して弁護士とか税理士に相談するという形で、繋ぐという役割を果たしていただいております。いずれにしても、信頼関係をつくるにはやはり専門の相談員の方がいいと思っています。

(矢崎会長)

他にございますか。

いくつかまだあると思いますが、もう1団体呼びしてありますので、ここで一応終わらせていただきたいと思います。お忙しいところ、ありがとうございました。

それでは10分くらい小休止させていただいて、再開を3時20分といたします。

<休 憩>

(矢崎会長)

それでは時間になりましたので、再開させていただきます。長野県国際交流推進協会からおいでいただいております。自己紹介をしていただいて、春原事務局長から15分くらいご説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

皆さんこんにちは。長野県国際交流推進協会、通称ANPIE(アンピ)と申しておりますが、その事務局長春原です。今日はよろしくお願いいたします。

(長野県国際交流推進協会 多文化共生くらしのサポーター 森山中国語担当)

多文化共生くらしのサポーターの中国語担当の森山です。よろしくお願いいたします。

(長野県国際交流推進協会 多文化共生くらしのサポーター 野富ポルトガル語担当)

多文化共生くらしのサポーターのポルトガル語担当の野富です。よろしくお願いいたします。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

それでは、お手元の資料「人権に関する現状等」をもとに説明させていただきます。ただいま、自己紹介いたしました2名は、後ほどご説明します多文化共生くらしのサポーターという組織がありますが、その採用職員、中国語担当とポルトガル語担当で、外国籍の県民の皆さんの人権についてお話ができると思っており、同行いたしました。

それでは、私ども長野県国際交流推進協会がやっております団体の活動、について、ま

ずお話しします。長野県国際交流推進協会は、県の外郭団体で、現在は自主的な運営ということを求められており、平成16年から民間主導型の自主運営を行っています。本体が長野県国際交流推進協会、財団法人です。後ほどご説明します多文化共生くらしのサポーター運営委員会という組織は任意団体で、県を始め、相談員をお持ちの市町村、それから国際交流、外国籍の皆さんの支援をしている団体等の集合体です。それからもう一つ、外国籍児童支援会議、これは通称サンタ・プロジェクトと申しまして、外国籍の子供たちの就学を支援する組織があります。これも任意団体ですが、この3つの団体を私ども事務局が兼務しています。

長野県国際交流推進協会の活動ですが、国際交流という観点、それから多文化共生の推進のための活動が主な事業です。具体的に申し上げますと、国際交流イベント等の開催の協力です。私どもは、自前、自主的には開催等いたしておりません。各市町村等で開催するものについて、後援はもとより、その開催についてのご協力、それから中身のことに付いてのアドバイスをさせていただいています。

それから、国際交流に関する照会等のコーディネート、国際交流というキーワードでいろいろなお尋ね、照会等がございます。その照会へのお答え、または人と人、団体と団体のつなぎをさせていただいています。

ホームステイのコーディネートということも大きな役目でして、私ども国際交流推進協会、ほかの組織もそうですが、全県を視野に入れた活動をしております関係で、例えばドイツの青年が長野県内の農業体験をしたいという時のホームステイ先をマッチングするとか、高校生が来た時に、地域の皆さんと交流を深めたいということのホームステイのマッチングとかをお手伝いさせていただいています。

それから、の多文化共生推進の活動支援が大きな課題としてありまして、相当なウエイトを占める形で活動、事業をしています。個々に簡単にご説明しますと、多文化共生活動のためのサポートです。外国籍の皆さんが地域で住むに当たってのいろいろなお問い合わせ、または逆に外国籍の皆さんが近隣にお見えになったということで、日本人住民の方の戸惑い等のご相談等が寄せられます。または、人と人をつないでとのご要望もございません。

日本語教室の運営サポートということで、県内にいる50から60人くらいのボランティア主体によります日本語教室活動が行われております。例えば外国籍の皆さんが、日本語の勉強をしたいがどこへ行けばよいか。逆に日本人の方がボランティア活動、具体的に日本語指導のボランティアをしたいがどうすればよいか。さらにボランティア団体の方から、ボランティアの皆さんの研修、指導法の研修等をしたいが、先生の紹介をしてくださいますとか、研修のプログラムの企画・構成をしてほしいとか、日本語指導法の研修についてのお手伝いをさせていただいております。

翻訳事業、通訳の派遣事業等です。県、県機関の依頼については多文化共生くらしのサポーターが対応いたしますが、そこから外れている市町村の要望、あるいは支援団体の要望につきましては、国際交流推進協会本体の方でお手伝いを有償でさせていただいております。

それから医療現場への通訳派遣については、医療通訳者の養成講座を開催して、先々、医療通訳の派遣システムをつくりたいと考えています。

外国籍生徒、保護者向けの高校進学ガイダンスについては、日本語ということでご不便をきたしている皆さんの確かな情報を得られない。子供たちが可能性を秘めていますが、親御さんとしてうまく導いてあげられないということから、私どもが4年前から県の教育委員会と連携しまして、高校進学ガイダンスというものを開催しております。これが本体の国際交流推進協会の主な事業です。

次に、多文化共生くらしのサポーター運営委員会についてです。先ほど冒頭でお話ししたように、県、いくつかの市・町、それから外国籍の皆さんとの交流団体、支援団体等で構成している任意団体であります。先ほど2人のサポーターを紹介いたしましたが、ほかにもタガログ語、フィリピン出身の者、タイ語、タイ出身の者の計4名が相談員として常駐しております。多言語による、資料に括弧書きで書いてありますが、ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、英語ができる者がおります。それから、全員、日本語ができるということで、県内の外国籍の皆さんが直接電話、来所等、場合によっては出張等により、相談をさせていただいています。

あとから追加で資料をお配りしましたが、平成19年度の相談活動実績であります。年間で8,660件の相談、問い合わせ等に応じています。なお、昨年は5名体制でしたが、予算の関係で本年度から4名体制で行っています。

他の機関との連携しながら対応していきまして、具体的にいうと、東京入管長野出張所との連携、それから女性センターとの連携、児童相談所との連携、その他、保健所ですとか、県の機関と連携し、こちらがお願いする、または向こうからお願いされる、そういう連携をとりながら、外国籍県民のための支援をしています。

その他、言葉の不便さ、文化の違い等々、ご不便をきたしている方々の自立をサポートするお手伝いをさせていただいています。

それから、外国籍児童支援会議の事務局を担当していますが、これは平成14年にできた支援組織です。朝鮮初中級学校という松本の学校は除きますが、いわゆる学校法人化していない所、または公立学校以外で学ぶ外国籍の子供たちの就学をサポートする団体であります。

具体的に言いますと、県内にありますポルトガル語で授業をする学校が10ございます。学校という表現を使っておりますが、法的には学校という位置づけではありません。私塾と同じとお考えください。そういう所で学んでいる530名ぐらいの子供たちがおります。そういう子供たちが不就学にならないような応援しています。具体的に申しますと、就学援助金、学費の補助、学校の教育設備を整えること、あるいは先ほど申し上げました日本語教室等で、不就学になりそうな子供たちの就学につながるような応援をしている所への助成等を行っています。

外国籍児童支援会議の主な内容的な事業は以上でございますが、その他、公立学校に通う子供たちの間接的な支援、例えば日本語の指導者がほしいとか、地域で母語ができる、通訳ができる方を紹介していただきとか、あるいは学校の先生方が使うようなテキスト、または指導法についてのアドバイスをしてほしいとか、そういうことも行っています。

あと人権として取り上げられる課題ということで、私ども、3つの仕事をしながら感じたことを資料に列記してあります。細かいことは、ここに相談員がおりますので、日々の相談業務の中で感じていること、委員の皆さんからのご質問にお答えする形でお願いした

いと思っています。

一般的な課題として、外国人、有色人種への蔑視ということを仕事柄感じております。特にいわゆる欧米の方々を敬うような、有色人種への蔑視というものを日々の活動の中で感じる次第です。それから文化的な違いがありますので、それによる差別と言いましょか、ずれと言いましょか、そんなものも感じます。逆に言いますと、文化の違いゆえにその外国籍の皆さんが気持ちの上でハンディキャップを背負ってしまい、いわれなき差別を受けているような被害者的な意識にも多々なっているように見受けられます。事実、差別もあるかもしれません。感覚的にそういうふうに陥ってしまう部分も多分にあるのではないかと感じております。それから、日本人と同等に扱ってほしいということも多々伺います。具体的に言いますと、例えば病院で待っている時間、私たちの方が待たされているという感覚です。あるいはドクターとお話ししたときに、日本人はきちんと話を聞いてもらえたが、私たちはそんなに時間を費やしてくれなかったという差別的な感じ度です。実際にそうかもしれません。そうかもしれませんが、そういうことを多々伺います。

相談事例です。先ほどお渡ししました資料等で、どんな内容の相談があるか、いろいろくくってありますのでご参照いただければと思います。よくある相談としては、職場での差別、待遇面、事故を起こしたとき、労災を受けたときです。それから本人にとってはいわれなき解雇という表現で私どもに相談が来ます。そんなことが比較的よく寄せられます。

それから、地域で生活者として受ける違和感、そんなものの印象があります。例えば、買い物のときに、万引き防止装置の前をわざわざ通過させられたとか、何で私がそういうことをさせられなければいけないのか、そういう質問です。それから一番多いのは近隣との摩擦ということでは、ごみの出し方がよく取りざたされます。指導する側の日本人の方としては、おまえは、決まりにのっとった捨て方をしていないじゃないか。でも、それ以前に教えたのか。そこです。教えもしないで結論だけ求める。それが非常にギャップになっているように感じられます。

それから、私どもの場合は、県の組織と違いますので、法から外れた方、具体的に言いますと、オーバーステイという方々からの問い合わせ等も多くあります。これについては、私ども、一々確認していくわけではないのですが、オーバーステイゆえに、例えば、医療機関にかかれないというような話です。また、逆に医療機関の方から、この患者さん、オーバーステイらしいので、医療費がいただけないのではないかと、どうしたらいいのだろうというような問い合わせもあります。

それから、問題解決のための具体的方策ということで、簡単に書いてありますが、まず同じ県民、同じ地域に住む隣人として生活するためにということが前提でなければならぬと思います。行政側と言いましょか、さっきの医療機関もそうですが、聞く耳を持っていただきたい。違いがあることがまず前提だと思えます。文化の違い、言葉の違い、いろいろな違いがあるわけですから、その違いを認識した上での接し方があろうかと思えます。制度の不備も多々あります。これを挙げれば、市町村単位の話から、県レベルの話から、国レベルの話へ発展してしましますが、制度の違いというものをとにかく是正していただきたい。一般的な表現で具体的に、列挙できませんが、そのように感じています。

それから、地域の住民として、いわゆるよそ者、何か困った人、負の存在が我々の隣にいるというふうに感じてほしくない。重要な仲間がそばにいるということを感じてほしい

と思いますし、先ほどの万引き防止装置を例に挙げましたが、疑いの眼、いわゆる外国人というとすぐ犯罪というふうに短絡的に結びつけられがちではありますが、そうではないということ、その辺を知ってほしいし、いずれにしろ、相手を知らなければならない。ですから、お互いに、相互に知る機会もつくっていかなければならない。その上でお互いに認め合うということが必要と感じています。

その他、企業との関係で考えたときに、特に私の方で言いたいのは、マスコミの対応です。先ほど犯罪のときに、もうとにかく外国人は悪者だというような構図といいました。それから見た目重視ということです。先ほどのアジア人蔑視、有色人種蔑視というところにつながりますが、欧米偏重の傾向がどうしてもいまだに残っています。優劣をつけるとか、特にテレビ番組がそうですが、結論を決めておいて、私どもにその出演者のマッチングを依頼してきます。具体的に申しますと、番組はこういう番組で、タレントさんは有名なタレントさんですと、それで上田近辺に住んでいる5歳ぐらいの金髪でブルーの目の白人の少年を紹介してくださいとの出演者の依頼が来ました。私の方では言葉の上でちょっと差別的な発言をするようになるかもしれませんが、私どものつき合いの中には、色の黒い、出っ歯の、扁平の顔の、そういう仲間しかおつき合いがないですと、そう皮肉ってお答えするのが私の役目かなと思っています。ちょっと発言がきつい発言で申しわけございませんが、たとえとしてお聞きください。

それから、企業の方に申し上げたいのは、便利な人というだけは使ってほしくない。特に技術研修生がこのような目に遭っています。便利な人だけではなく、お互いに成長する仲間という意識、非常に私はきれいごとを並べ立てているように聞こえるかもしれませんが、やはり日々の仕事の中にこんなことを感じております。

外国籍県民から見ますと、3つのカベの存在を聞きます。一つは言葉、文化のカベ。それから制度のカベ、いろいろな制度が自分の出身国とは違っているわけです。その制度のカベを聞きます。さらに日本人の心のカベということも聞きます。いずれにしましても、県民として一緒に住んでいる仲間であります。権利も負っていただき、義務も主張していただければと思います。これはやはり、両方うまく表現できないというのが現状であるかと思えます。

それから、外国籍の皆さんに、子どもの相談員たちもしつこく、かなり激しく言っている場面がありますが、やはり県民として生きていくためには、何でもわからない、教えてとたどり着くのではなく、自分で努力をなささい。自分で生きていく努力をして、足りない分を要求してほしい、そういう主張をしておりますが、全くそのとおりだと思います。いずれにしろ、将来どこで生きていくのか、長野県、日本で生きていくのか、その辺もきちっと外国籍の皆さんには考えてほしいと感じています。

私の方からは以上です。

(矢崎会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆さん方からご意見をお聞きしたいと思いますが、春原事務局長、よろしいですか。相談員の方々においていただいているので、ケースとして、私は茅野の市長をやらせていただいていたのですが、茅野市にも「ねこじゃらし茅野」という、茅野に住んでいる外国人のケアをしていただくNPOがあります。それは

本来行政がすべきことを民間にお願いするので、茅野市から負担金を払ってやっていただいて、5か国語に対応できる相談員をつけてやっていますが、結婚問題とか教育の問題とかいろいろな問題がありますが、ケースの数としてはどういう相談が多いですか。皆さんがやっていらして、これはもう私たちの手には負えない、国や県、行政がどうにかしなければいけないということもあったと思いますが、どうでしょうか。

(長野県国際交流推進協会 暮らしのサポーター森山中国語担当)

国によって相談の内容が違ってきますが、中国の場合ですが、中国は帰国者とか、いろいろな立場の方がいて、多くは日本の男性と結婚して日本に来られた女性の方が多いですね。そこで発生するのは婚姻問題です。一時的に離婚問題がとて多くて、自分の手には負えないくらい、最終的に裁判にも発展してしまうようなケースも多かったです。例えば一つのケースで、私のところへ相談して、自分のケースがうまくいったからと口コミで広がり、その地域に集中して同じケースの相談がいっぱい来ます。

現在、多く電話がかかってくるのは研修生問題です。実際、技術を持っている方がたくさんいらっしゃるけど、ただの労働者として働かされて、本人たちはある程度覚悟して来ています。では、研修生の相談は何なのかというと、賃金の未払いと、怪我をしたときの労災問題とか、その会社の補償問題です。今現在、1人の研修生が見えていて、そこから口コミで広がって、今、研修生の相談がものすごく多くなっています。今現在も裁判にもなっています。

(矢崎会長)

中国人の方たちの場合は、派遣会社が入ってきていますか。

(長野県国際交流推進協会 暮らしのサポーター森山中国語担当)

その中国の研修生の場合で、中国側の方にも受入先があって、その中国の受入先と日本の受入先とで契約を多分結んであると思います。そこで、中国の方で研修生を募集します。技術を持っている方、左官業とか、10年間の技術がない人じゃないといけない条件です。本当に技術を持っている方は、来る前には日本でもっと高い技術を学ぶことができるという話、みんな外国へ行くのは、聞こえがよくないかもしれませんが、やはりお金も稼げるし、今の生活よりもうちょっと自分の家計を助けることができるのも、大きな目的になっています。そういった受入先に応募をして、その中国側の受入先にお金を払います。借金をしてお金を払う。そして、今度、日本側の受入先、中国側へ行って面接するのです。面接したあと、今度、日本側の受入先、労働組合があって、入管法ではいけないことですが、架空のものがあって、派遣という形になってしまっています。その外国人登録証に書いた会社に一度も働いたことがないのがほとんどです。そういう現状です。

(矢崎会長)

有吉委員のところにもそういう相談はありますか。

(有吉委員)

初めてお聞きして、研修生の問題というのは、よく聞いていて、高い技術、収入も高いということで、家族の経済も少し助けたいということで働きに来ますが、研修というのは名ばかりで、うまいこと格安の労働者の一人としてただ使われているだけで、そういう労災の問題、けがしたりしても十分やってもらえないという話は聞きます。私は担当したことがないのですが、深刻な問題だなというふうに感じましたので、ちゃんとクローズアップしてやっていかないと、日本としてとても恥ずかしいことだと思います。

(吉澤委員)

先ほど相談員の方が、予算の関係で5人から4人になったということですが、対応できない言語があって、以前もすごく苦労していましたよね。インドネシアとかベトナムとかスリランカとか、いろいろな言語がありますが、今、その対応できない言語というのはどの程度あって、できるものがどの程度あって、できない場合はどういう方を頼っているかとか、そういうこともお伺いしたいのですが。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

できない言語が大半だと思っていただいてもいいです。できる言語と言いますと、先ほど申し上げましたポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、これが長野県内ではベスト5に入る4言語です。私どもにはその4言語とプラス英語ができる職員がいますので5言語です。これが自前でできる言語です。そこから先、よそのネットワークの中に求める言語ですが、インドネシア語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、ロシア語です。それは、その必要なときによその方をお願いし、相談というところではあまり要望はございませんが、病院、医療機関の方の求めに応じて派遣するケースが今の言語です。そこから先、いろいろなイベント等でチラシをつくるとか、そういうときのお手伝いということでは、例えばアラビア語であり、シンハラ語であり、何とか探してまいります。探してまいります。現実はその程度しか対応できません。ですから、比較的在住者が多い言語については、何とか対応していますが、マイノリティーについては、声が届いてないのが現実で、届いていないゆえに私どもが対応していないのが現実であります。

(吉澤委員)

医療の場合、本当にわずかな問題がものすごく大きな開きを生んでしまう。英語であれば大概大丈夫だろうという認識がすごく一般の方にありますが、英語をしゃべれない方がほとんどだった方がいいですね。そういう少数の言語、少数だからといって揃えていないということは、その少数の方たちにとっては致命傷であるわけですから、ANPIE自身のルートで、スペイン語、ハンゲル語、シンハラ語に関しては、別団体の方をお願いするということですか。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

別団体ではなくて個人的です。

(吉澤委員)

ほとんど個人でやっていらっしやると。その個人の人たちも、ほとんど善意でやってくださっているということですね。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

医療現場への派遣の謝金・交通費については、私の方で責任を持って請求いたします。ほかの現場でもそうですが、通訳の派遣は、私どもが公的機関というふうに認識されていますので、私どもから無償で出されると思っています。便利な機関だと思って要望が来ますが、うちは有償ですというお話をします。負担はそちらにお願いしたいということを書いて、サポートしてくださる方に何とかわずかでもお渡ししたいと言います。それで、「えっ、有料なんですか」というびっくりされますが、逆を考えていただきたい。「あなた、もし、逆に私がお願いします」と言ったとき、あなたはただで行きますかと、それを考えていただければ有償で当然ではないでしょうかと、便利なボランティアはいませんというお答えをします。

(吉澤委員)

ある意味、医療者側の義務でもありますね。

これを伝えたいから通訳を、医療者側が準備することは当然なことなのに、現状では、中国帰国者の方ももう3世になっていますので、ほとんど日本語は全くしゃべれません。そういう状況の中で、お医者さんから言われる言葉は、日本語ができる人を連れてきてということがありますよね。

ポルトガル語、ブラジルの方もそうです。日本語ができる人を連れてきてというと、結局子供になります。一番日本語ができるのは子供です。中学生がすごく重病の通訳をしたりする状況にあります。

(長野県国際交流推進協会 ぐらしのサポーター森山中国語担当)

もう一つ、医療現場の通訳が、どうして有料の方がいいかとすごく私たちサポーターが思うのは、やはりその医療の現場では、病気とか病名、とても大事なものなので、ただのボランティアというふうにやってしまうと、責任感を持たなくなります。ある程度、有料にして、その通訳の人にも責任を持たせて、きちんと仕事として認識してもらいことにより、ミスも防ぐことができるのではないかと思います。私たちサポーターは、ある程度レベルのある人でないと医療現場には行かれないと思っていますので、有料の方が責任感を持つこともできます。きちんと認識して仕事としてやるには、なかなか難しいです。

(吉澤委員)

命に即つながるということから、医療通訳養成事業というのが特別にあるのですね。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

あとよろしいですか。この場でお願いするものではないということは承知しておりますが、教育現場で非常にボランティアを求めています。ただ、それも虫のいい話で、お金がないから便利の人たちというふうに認識が相当あるように思います。それは是正をしなけ

ればいけないと思いますし、私の方もそういう要望があったときに、それは話と違うとお話ししますし、もし仮にボランティアにお願いするとしたら、そのボランティアに派遣する人たちは教育の方の責任で養成してほしいということです。養成をしないで、でき上がった人を便利な道具としてお使いになる。これは虫がよすぎます。私は、こういう方々がいらっしやいます、その方々を再トレーニングして学校でお使いくださいとお話ししたいと思っています。

(斎藤委員)

一つ前の話に戻ってしまって申しわけありませんが、たまたま昨日読んでいた本に出てきて、これは被差別部落と同じだなと思ったのは、被差別部落でもかつてよく見られたのですが、貧しいために病気にかかってもすぐに病院に行かない。病院へ行って入院しろとか手術だとか言われたら困るということで、市販薬を買って何とかしのごうとする。だから、もうどうしようもなくなると病院に行かない。これは外国人労働者の場合もやはりオーバーステイという話に困ってとか、それから保険にも入ってないということもあって、なかなか病院に来にくい。やはり市販薬で何とかしのごうとして、やっぱり同じようにどうしようもなくなって病院に来る。そのときはもう重篤な重い病気にかかっている。そうしますと、通訳の方は今お話のあったとおりだと思いますが、その通訳にお金を払う方はどうなるのか。そのサポートはどうなっていますか。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

私の方では、基本的には医療機関に請求いたします。

医療機関の方では受益者負担という言い方をします。しかし、私の方は、受益者以前に、医療機関として医療行為を施す立場にいるあなたの方がこれを見るべきではないかと、そういう説得の仕方をします。

(斎藤委員)

実は私の友人がかつて研修医をやっていたときに、かなり積極的にそういうオーバーステイの人たちを助けようということで、それは病人を見捨てるわけにいかないということで、自分が研修医として勤めている、所属している病院にそういう患者さんをたくさん連れていったら、先輩のお医者さんたちから「誰がそのお金を持つんだ。」と怒られた。病院の方も多分そういう問題があるのではないかと思います。大西委員、いかがですか。

(大西委員)

病院が持てばいいのかもしれませんが、なかなか病院としても難しいということがあります。これについては口ごもるしかありません。

(有吉委員)

弁護士会では、刑事事件に限るのですが、裁判所で、最初に捕まったあとに裁判所でこういう事件であなたは捕まっていますよというときには、裁判所で通訳人をつけます。もちろんそれは公費になりますので、本人負担ではないのですが、そのあと当番弁護士と言

って、「弁護士さん来てください」という要請があるときに、必ず言語を確認してその言語の通訳人を連れて当番弁護で行くのですが、それはその人に負担してもらうのではなく、当番弁護士基金というのを弁護士が全部財政基金を蓄えて、そこから通訳人の費用を払って、自分が個人で払うわけではないですが、そのお金を拠出しているのは弁護士たちで、そういう基金を募って、刑事事件でするので人権にかかわる大きな問題なので、そして担当した当番弁護士がその通訳人名簿から通訳を探して行って、捕まった本人には負担させないという形でやっているの、医療の現場でもできないことはないと思いますので、限られたものでもとにかく、大きな手術にかかわるとか、命にかかわるとか、そういうものに限定したものでやっていくという発想を持っていただけたらと思います。

（長野県国際交流推進協会 春原事務局長）

まだ、そういうシステム的なことまで、私の方が積極的に動くまでに至っていません。とにかく、今はネットワークをつくる。それから養成して協力者を増やすというところからです。去年あった人権に大きく人権にかかわる事例をお話します。去年の5月ぐらいから夏場にかけて、3件連続した、イレギュラーな派遣だと思います。3名ともオーバーステイ状態です。2名は末期のがん、1名はクモ膜下出血でした。相談はその患者を受け入れた病院のケースワーカーの方からありました。開口一番、こういう患者さんがいます、医療費を取りはぐれないためにどういうふうにしたらいいですかという相談でした。お話しした中で、「ちょっと待ってください」と、倒れている瀕死の人だから、まず手当てが先ではないかと、話をすりかえるような言い方であったかもしれませんが、私の方ではその人を人間としてまず考えようと、そこから話をして行って、結果的にはそのケースワーカーの方が頑張ってくれて、病院の方が最後まで見てくれました。3名のうち2名は残念ながら亡くなりました。埋葬まで病院の方が面倒見てくれました。1名は何とか国に生きながらえて戻った事例であります。とにかく私の方としては、結果は残念な結果でありましたが、人として扱っていただいた、そういうほっとした気持ちの案件がありました。

ただ、その患者さんにもそれなりに人生、その人の背負った人生があります。骨になっても国に帰してくれと、私の方では、最寄りの領事館の方にも、こういう患者が長野県の某病院に収容されていると、同胞を何とかしてほしいという訴えを再三しましたが、「そういう人が多いので」ということだけで終わりです。ついては亡くなったというときに、春原さん、その死亡診断書を私の国に行って手続きしてほしいという信じられない発言まで出てきました。拳句の果てに、この医療費はどうなるのでしょうかと言うから、あなたのところで払わなければ病院が泣き寝入りするしかないと言ったら、ほかの用事で電話をかけたその病院に、「おたくの病院は医療費を持ってきてありがとう」って先に言ってしまったとあって、また大騒ぎになりました。そんなことがございました。

（矢崎会長）

それは自治体立病院ですか。その病院は自治体立の病院ですか。

（長野県国際交流推進協会 春原事務局長）

一つは国立病院で、一つは自治体の病院です。

(矢崎会長)

でしょうね。普通の民間だったらそこまで飲み込めない。委員さん方、何かご意見ありましたら。

おいでいただいた、もう一人の方、何かご意見ありましたら。

(長野県国際交流推進協会 春原事務局長)

先ほど森山が申しましたように、国によって相談の案件が偏るので、どんな案件が多いか、ちょっとお話しをしてください。

(長野県国際交流推進協会 ぐらしのサポーター野富ポルトガル語担当)

そうですね。ブラジルから来る人の場合だと、家族で来るから、ほとんど日本語ができないままに来ますので、どちらかというとな日常的な全般をサポートしています。相談は入管から住宅、教育、仕事、医療関係です。相談に来るときには問題があるから相談に来ますが、文化の違いでいろいろな摩擦があります。ふだんわからないことですが、事故が起きたときに、その方が、言葉ができないから、また外国人だから、自分の権利がなかなかとれない、自分が被害者の場合です。今、1人のブラジルの方が交通事故に遭って、保険会社との交渉のときに、なかなか日本語ができなく、サポートの人が近くにいないので、保険会社側の言うとおりにやっていた。まだ完全に治っていないのに、仕事に戻ったら、まだ痛いと言っても、もう保険の方ではおりてこない。ただ本当に自分がわからなかったから仕事に戻って、結局仕事もできないままに保険がもうおりなくなってきたみたいな感じですよ。

そのほかに、例えば医療の現場では、例えばエイズとか大きな病気の場合です。エイズの患者さんがやっぱり周りの人に知られたくないから、通訳の人を探すにも大変だし、通訳がその日に必要なのに、できれば遠いところから通訳に来てほしいとか要望があります。

学校の関係では、1人のブラジルの子供が、今、9歳ですが、小学校1年生のときに、お父さんは、その子供が日本で生まれたので、小学校に上げるなら、第一希望は日本の小学校に入れたい。第二希望はブラジルの学校に入れたいと言っていました。間もなく小学校に入ってから、文化の違いでいじめに遭ったから学校をやめたいと、親としては、他の学校に行かせてほしいと言ったのですが、言葉もできないし、違う学校に行くだけでも県からの依頼、教育事務所、市の教育委員会と、本当にいろいろなカベ、カベと言っはいけないのですが、いろいろな手続が大変で、あきらめたみたいです。今、9歳ですが、ずっと2年間、学校へ行っていないのです。子供は1日でも学校へ行けば違うのに、もう2年間も学校へ行っていないし、親としては家では勉強していると言いますが、勉強していないみたいな感じで、その子供の将来はどうなるのでしょうか。ブラジルへ帰るといっても、2年ぐらいブラジルへ帰るといっていますが、なかなか帰らないし、学校へ行ってもいないし、何もしてないのです。1日ぶらぶらしていて、今度、その下の妹も今年、小学1年生に上がる予定だったのですが、その子も今全然学校へ行っていない状況です。いろいろな面でいろいろな相談がありますが、大体日常的な相談が多いです。

(矢崎会長)

どうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

<長野県国際交流推進協会の皆さん退席>

(矢崎会長)

少し時間をオーバーしてしまいましたが、それぞれの団体の方々と意見交換いただきました。最後にそれぞれ、今日の話聞いていただいて、ご感想と言いますか、審議会としてまとめをしていかなければいけませんので、そんな方向に沿ったご意見をいただければと思いますが、今日は、一番奥の吉澤委員からお願いします。

(吉澤委員)

今日、私がとてもびっくりしたのは、当事者の方が出てきてくださったということです。部落差別はなくなったといっても、結婚差別がありますということは、みんな知っているのですが、その生の声をお聞きになったのは初めてだと思います。しかも、今もまだご主人のご両親と会っていない。継続的な差別をずっと受けている。その精神的苦痛というのを目の当たりにしたと言いますか。

それと同時に県隣協の方からの報告で、上田にある中央解放会館は、部落解放同盟が運営を委託されており、600～700件の相談があるという報告がありました。そして丸子解放センターには、160件～180件があると、本当は相談したい人たちはこれだけの数があるということで、長野では一体、その相談したい人たちはどこに行っているのだらうという、それをすごく感じました。そういう人たちは、精神的な苦痛を抱えながらどこでどうしていらっしゃるのかと思うと、とても今日はご意見を伺えてよかったと思います。ありがとうございました。

(矢嶋委員)

まとまらないのですが、「人権センターながの」は非常に同和問題を熱く語ってくれまして、非常に参考になりました。それから隣保館の場合は、どうも制度的な曲がり角に来ていまして、皆さんも大変迷っていると思うのですが、これからどういうふうに隣保館制度というのがあったらいいのかというのを、私は考えながらお聞きをしました。それから国際交流の方は、やっぱり問題があるのですが、問題が散在していると言いますか、こういう問題、ああいう問題も整理がされてない状態だと思っています。ですからこの人権政策審議会は、今後、いろいろな人権問題を掘り下げて整理をして政策提言をしていくということになるのですが、その作業はなかなか大変だというふうに思いました。

(斎藤委員)

国際交流の方も、中国語あるいはそれぞれの言語で、当事者の方がご相談に来ると、そういうこと言うと、それぞれの問題に精通した方が相談に当たることが基本になるのかなということを思いました。

(金委員)

二つ。一つは、前にも言いましたが、人権問題というのは抽象的に学ぶものというよりは、闘って勝ち取るもの、簡単に言えばやられたらやり返すというのがこの問題ですが、それがこのように家庭内の問題になって、周りが応援団で、みんなで糾弾したらどうかというと、それはもう逆効果が出過ぎてしまっているだろうし、心のカベ、難しいということを実感しました。

あと二つ目は、ANPIEの積極的な活動をお聞きして、私の立場から、ご参考までにお聞きいただきたいのは、私は永住権をとってしまっていて、協定永住から、今、特別永住。私、自分では温厚なつもりですが、4、5年に2回だけ本当に頭にくるときがあって、それは5年に1回の外国人登録切りかえの日です。日本の皆さんの戸籍にかわるのが、私たちは外国人登録になるのです。永住権であれ何であれ、日本で生まれようが何しようが、何十年住もうが、自分から申請しない限り、今の仕組みでは外国籍だということで、昔は3年ごとに、行くたびに指紋をとられて、今は5年に1回です。まだこれは市役所なのでいいです。

二つ目は4年に1回で、今日、行ってきたのですが、私は韓国籍で、外国に行くとなると再入国許可をもらわないといけないのです。永住権でありながら再入国許可をとらないといけない、そういう仕組みですが、これは差別なのかどうなのかちょっとよくわかりません。訴えていきたいのですが、あいにく私たちには選挙権がないです。だから、しばらくはそういうことを訴えかける方法がないのです。そういうので、今日はたまたまその4年に1回、怒る日になってしまって、大変不機嫌になっていたという次第です。

ただ、本当に日本の中では差別、外国人、朝鮮人、韓国人にも、確かになくなってきましたし、制度上のことでやむを得ない部分があるということもよくわかっておりますが、そうはいってもちょっと解せない。解せないが、やられたらやり返す手段を持ち合わせていない存在だとそんな思いを私は持っているという個人的なことですが、以上です。

(矢崎会長)

今日のご機嫌の悪い日、そんな日になりました。それでは、北村委員、どうぞ。

(北村委員)

人権センターながのについては、本当にご苦労いただいております、よく実情がわかりました。私としては、一つ聞きそびれたのは、再びスラム化するその危険性があるのではないかということ、私自身の中では、どういうことを言っているのかなと、よくわからなかったということと、もう一つは、人権の差別をなくすために、私は何をしたらいいかということについて、先にいただいた資料の中にも入っていたのですが、一人からの人権宣言の登録というのがありました。これは、全県民でなくても、半分が登録すれば、この差別というものは非常に少なくなっていくのではないかなということ、今、やっているみたいですが、今、どのくらいの登録者がいるかということも知りたかったなと思いました。本当にご苦労されて、実際にお話を聞くことができたということは、いいことだと思います。ただ、いいことだと思いますということじゃなくて、私たちの立場として、人権政策に今後どういうふうにしていくかということは、難しい問題で、また頭を悩まさせ

ければいけないのかなと思いました。

隣保館の問題については、何というか、組織とかそういう問題がよくわからないのですが、徐々に貸し館的な形になっていってしまうのではないかという危惧を持っています。それが一般的な方針と言われればそれまでであります、どうでしょうか。

それから最後の方では、この相談の表を見ますと、これだけのことをやっていらして、本当にスタッフの方、非常に大変だと思ひまして、内容等についても、本当によくわかりました。私も、春原事務局長からご講演をいただいたことでもありますので、再確認という意味で個人的にはよかったですと思っております。以上です。

(大西委員)

今日の話聞いて、いろいろな立場があって、それぞれの立場にとっての正しさとか、かくあるべきだというのは、とても普遍的な正しさとかかくあるべきというのはないのではないかと思います。いろいろな人権政策をやるときには、「よっしゃ」というのではなく、ためらいながら、このくらい悩みながらで、ちょうどいいのではないかと。今日、お聞きした各団体の方は、みんなやはり、援助者の立場というだけではなくて、本当に当事者の立場に立って、上手にというか、ある程度歯がゆいところもありますが、うまくやっています、こういう援助者の団体を上手に援助するのが行政にとっての任じゃないかと、負担金という形で、各団体が生き生きと、それぞれの「らしさ」を出して活動できるようにすると、行政が直接やるよりもいいのではないかという気がしました。

(岩井委員)

私も人権センターながのの活躍ぶり、それとAさんがここに来て発言をなさる勇気というものにすごく感動いたしました。実際にその身になっている方にとっては、どのくらい大変なことかということもちょっと見聞きしておりますので、今日はありがたい体験だったと思っております。

それと、同和問題と言いますのは、ある種、熱意のある人たちだけで何か熱心にやっていたらいいという問題ではないくらい根深いものです。それを高橋事務局長は、もっといろいろな形のことを多分期待してのご発言だったのではないかなと思いました。ご発言は行政のあり方というものに関してはいろいろなことを示唆しているのではないかなと思います。それから同和問題は、やはり最後、意識の問題にたどり着きますと、やはり教育と啓発がどうしても必要ではないかなというふうに、お話を聞いていて思いました。Aさんのご主人のお父さん、お母さんの話ですが、どうやっていったらいいのかなということの延長線で考えますと、例えば千曲市にあります人権啓発センターですか、私もちょっと勉強させてもらって見に行ってきたのですが、ちょっと寂しいかなという感じがいたしました。人権啓発センターから、何かやれる道があるのかなということを思って帰ってきました。

それから隣保館の方ですが、これはもう私、勉強不足で申しわけないのですが、こういう状況になっていたのかということを知りまして、非常に問題があると思ひます。なかなか役割が明快にやっばりになっていなくて、やっている方も、多分どういう自覚の中であるのかなということも、ちょっとかい間見えた気もしますので、拡大なのか縮小

なのかよくわかりませんが、やはりいじるときだと思いました。

それからもう一つ、国際交流推進協会ですが、多文化共生くらしのサポーターは非常に複層的で、私どももマスコミの立場で、いろいろな角度から切り込んでいこうと思いますが、これが難しいですね。ただ、間違いなく労働市場のグローバル化という中で言いますと、今度、介護分野における外国人労働者の導入も時間の問題です。もっと問題が顕在化してくる時期が多分あるのではないかなと思います。それに対して、その勉強をしながら、いろいろなことを県でも考えていくことが必要ではないかということ、痛切に思いました。以上でございます。

(矢崎会長)

大変、短い時間の中で、きちんとした意見交換ができなかった部分もありますことはお許しをいただいて、また必要があれば違った形で深めていきたいと思えます。どちらにしましても、まちづくりをやらせていただいた時、今日も思ったわけではありますが、拠点をどうするのか、システムをどうするのか、人材をどうするのか、それをどう組み合わせていくかということになるのだらうと思えます。この審議会も一生懸命勉強してよかったというわけにいきません。基本方針をまとめていかなければいけませんので、次が市民アンケートです。どんな感じになりますか、次の方向を教えてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

それでは次回ですが、本年度第3回の審議会になりますが、委員の皆さんの都合をお聞きして、9月5日金曜日の1時30分から、この会場でお願いしたいと思います。今、会長からお話のありましたアンケートですが、3,000名の方にアンケート用紙をお送りしまして、1,519名の方から回答をいただいております。2分の1をちょっと超えたということでございます。今、集計中でございますので、次回の審議会はそのアンケート結果等を委員の皆さんにお示しして、いろいろ議論いただくような形になろうかと思えますので、よろしくお願いしたいと思います。

(矢崎会長)

そうすると、次回は9月5日金曜日1時30分からということで、決定でいいんですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい、お願いしたいと思います。

(矢崎会長)

9月5日金曜日1時30分からということで、次回は、基本的にはアンケートについての報告をいただくということであります。また、事務局とも打ち合わせをして、それぞれのご意見もお聞かせをいただくことになるかもしれませんが、どういう形でまとめていくかということで、そろそろ先が見えてこないといけませんので、それぞれの委員方の中で、いろいろな審議会にかかわりになった方々ばかりですので、ぜひご意見を聞かせていただいて、できたら日本中どこに行ってもあるものと同じものではないものにしたいと思って

おりますので、また意見をそれぞれ考えておいていただけたらと思います。
それでは、ほかに何か事務局からありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)
特にございません。

(矢崎会長)
大変お疲れさまでございました。ちょっと30分くらい時間が延びましたが閉会といたします。ありがとうございました。

(進行：蔵之内課長補佐)
それでは長時間のご審議ありがとうございました。「人権センターなごの」から今日追加の資料、配付させていただきましたが、高橋事務局長に取り扱いにご注意願いたいということをおっしゃっておりますので、よろしくお願いします。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。